

野田市消防団条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第17号

野田市消防団条例の一部を改正する条例

野田市消防団条例（平成10年野田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

2 災害、訓練、警戒等の職務に従事した団員には、別表第2に定める出動報酬を支給する。

第14条第1項を次のように改める。

公務のため市外へ出張した団員には、別表第3に定める費用弁償を支給する。

第14条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1中「、第2項」を削り、同表本部部長の項及び機関員加算の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条第2項）

区分	支給要件	出動報酬
災害出動	水火災その他の災害の予防、鎮圧又は軽減に従事した者	1回当たりの額 8,000円（ただし、職務に従事する時間が4時間未満の場合は、4,000円とし、職務に従事する時間が8時間を超える場合は、その後4時間を経過するごとに4,000円を加算するものとする。）
訓練、警戒その他の出動	各種消防訓練、警戒又は会議に従事した者	日額 2,500円

別表第3中「第14条第2項」を「第14条第1項」に、

「

方面隊長
本部部長
方面副隊長
方面分団長
分団長
副分団長
部長
班長
団員

」を「

方面隊長
方面副隊長
方面分団長
分団長
副分団長
部長
班長
団員

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例の施行の日前から引き続いてこの条例による改正前の野田市消防団条例第14条第1項に規定する職務に従事する団員に対する当該職務に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。